

平成30年度決算に基づく

健全化判断比率

平成30年度の市の決算に基づく健全化判断比率を報告します。健全化判断比率は、公営企業や一部事務組合などを含めた市全体の財政状況を明らかにするもので、この比率が一定基準以上の団体には、財政健全化（再生）計画の策定などが義務付けられています。

画を策定することが義務付けられています。

実質赤字比率

「実質赤字比率」とは、一般会計などの実質赤字額の、標準財政規模（市税や普通交付税など市が自由に使えるお金の大きさ）に対する割合を表す数値のことで、一般会計などの資金収支の状況を表す指標です。

平成30年度決算では、一般会計等全体の実質収支は黒字であったため、当該比率は算定されず、問題のない水準です。（早期健全化基準は12.95%）

連結実質赤字比率

「連結実質赤字比率」とは、一般会計や公営企業以外の会計の実質赤字と公営企業会計の資金不足額の合計額の標準財政規模に対する割合を表す数値のことで、市が直接的に行う事務事業全体の資金収支の状況を表す指標です。

平成30年度決算では、実質赤字額や資金不足額が発生した会計はなく、連結実質赤字はありませんので、当該比率は算定されず、問題のない水準です。（早期健全化基準は17.95%）

実質公債費比率

「実質公債費比率」とは、同比率が一定基準以上となった地方公共団体が行う起債を制限するため

に、平成18年度に導入された指標です。その後、財政健全化法の施行により、健全化判断比率の指標に位置づけられました。同比率は「公債費」と公営企業などに対する繰出金のうち長期借入金返済に充てたと認められる「公債費に準ずるもの」などの合計額の標準財政規模に対する割合を表す数値のことで、実質的な公債費負担の状況を表す指標です。

平成30年度決算に基づく実質公債費比率は8.0%（平成29年度8.1%）で、早期健全化基準である25.0%を大きく下回り、問題のない水準です。

将来負担比率

「将来負担比率」とは、市債の残高や公営企業などの長期借入金残高のうち一般会計が負担すると見込まれる額や当該団体が出資または出金する法人などの負債などのうち当該団体が負担すべき額に加え、年度末における全職員の退職金見込総額など将来発生する負担見込額の合計から基金（市の貯金）などその負担に充てることのできる額を除いた額の標準財政規模に対する割合を表す数値のことで、年度末時点において将来発生する見込の債務の状況を表す数値です。

平成30年度決算に基づく将来負担比率は、将来負担額に比べ、基金の額などが多いため、当該比率

健全化判断比率とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年度から全面施行され、この法律に基づき4つの財政指標である「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の公表と、一定基準以上の団体に

ついては、財政健全化計画または財政再生計画の策定などの義務付けが定められました。

や消防署など他の市町村と共同で事務を行っている一部事務組合のほか、住宅管理公社など当該団体が出資または出金する法人なども含めた団体の財政状況を総合的に判断するための指標です。議会報告と住民への公表が義務付けられており、一定基準以上の団体は財政健全化（再生）計画の策定や外部監査要求が義務付けられています。

また、これら4つの指標に加え、公営企業会計ごとの経営状況を表す「資金不足比率」も同様で、一定基準以上の場合は経営健全化計

■平成30年度決算に基づく健全化判断比率の状況(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
田川市	-	-	8.0	-
(早期健全化基準)	(12.95)	(17.95)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	-

■平成30年度決算に基づく資金不足比率の状況(単位:%)

	資金不足比率
水道事業会計	-
病院事業会計	-
(経営健全化基準)	(20.00)

は0%未満となり算定されず、問題のない水準です。（早期健全化基準は350.0%）

資金不足比率(公営企業のみ)

「資金不足比率」とは、流動負債から流動資産を差し引いたいわゆる不良債務の額から、翌年度償還予定の地方債や将来解消が見込まれる額などを差し引いた額の営業収益の額に対する割合を表す数値のことで、公営企業ごとの資金収支（資金繰り）の状況を表す指標です。

平成30年度決算では、水道会計と病院会計の両方で資金不足額はなかったため、当該比率は算定されず、問題のない水準です。（経営健全化基準は20.0%）